

議員（中野 一郎）

おはようございます。5番 中野 一郎でございます。よろしくお願いします。

次の3点について質問いたします。

1番、私債権管理について、2番、ドローンの活用について、3番、人と動物の共生社会の実現について、以上3点について質問いたします。

まず、1番の私債権管理についてです。

非常に厳しい経済状況の中でも大部分の町民は正しく税金や負担金を納めておりますが、一方で収入未済額（町民税、国民健康保険税、固定資産税、下水道使用料、町営住宅使用料等）というものは、なかなか減っておりません。

債権は公債権（公法上の原因に基づいて発生する債権）と私債権（私法上の原因に基づいて発生する債権）に分類されます。公債権とは、地方自治法第231条の3第1項に規定されている債権で、債務者はこの処分に対し不服申立てが可能です。公債権は2年又は5年の時効期間の経過により消滅します。私債権とは、契約などの当事者間の合意（私法上の原因）に基づき発生する債権です。公債権と異なり、債務者は不服の申立てができません。私債権は民法または商法の規定により、1年から10年の時効期間の経過と債務者による時効の援用によって消滅します。援用されなければ、私債権は消滅しません。また、公債権は強制徴収公債権（地方税の滞納処分の例により強制徴収できる債権）と非強制徴収公債権（地方税の滞納処分の例によることができず、民事執行法による強制徴収が必要な債権）に分類されます。町民税、国民健康保険税等の税金や後期高齢者医療保険料等については地方税法及び個別法の定めにより徴収方法が定められています。調定した歳入が督促等を行ったにもかかわらず、納付されずに時効が到来してしまったものなどについては不納欠損額として損失処分を行います。また、滞納繰越分の対策としては中讃広域行政事務組合の租税債権管理機構に移管して管理徴収を行っています。

一方、私債権については財産調査の権限も税金の場合と比べ限定的であり、なかなか回収が難しいという事情があります。しかし、支払い能力があるにもかかわらず、納付しない悪質な者については公正公平の観点から断固たる措置を取るべきであると思います。顧問弁護士とも相談され、精力的に努力されていることと思いますが、支払い督促を活用するなど、もう一歩前に踏み込んだ債権回収に取り組む必要があると考えます。また、貸付金・町営住宅使用料等の私債権の場合、時効期間が満了しても債務者からの時効援用がなければ消滅時効は成立いたしません。債務者の破産、行方不明などにより事実上回収不能になっている債権に関しては、管理コストということからも、早期に見切りをつけていく債権放棄も必要であると思います。

そこで、債権管理体制の強化に向け、債権回収手続と不良債権処理について、総合的に規定した新たな条例を制定すべきではないかと考えて、私が議員になってから、町の私債権に対し債権放棄を含めた私債権管理条例制定を提案してきました。今回、

12月議会で私債権管理条例が議案として提出されております。提案してきた経過も踏まえて、債権放棄も含めた町の見解を2点ほどお伺いします。なお、令和元年度の町営住宅使用料の滞納額は滞納件数50件で2,814万9,700円、その額が令和2年度の滞納処分の調定額となっています。

そこで、債権放棄についてです。

消滅時効について民法の適用を受ける私債権の場合、時効期間が経過した時点で、債務者の所在が分からないと債務者は時効で債務を消滅させたいのかどうかのその意向を確認することができません。町とすれば、債務者と連絡が取れず、請求もできないのにいつまでも権利は消滅せず、債権を持ち続けて管理しなければならないのでしょうか。このままでは、債権は消滅しません。町は支払いを受ける見込みもないのに永遠に債権を管理しなければならなくなります。そこで、債権放棄があります。慎重かつ適正に行われるように、議会の議決が必要になっています。しかし、こうしたものに手間をかけるよりも、その労力、時間を他の債権管理、他の仕事に振り向けるべきだと思います。今回、私債権管理条例制定に当たり、債権放棄のルールが条例に含まれています。これは、今までの私の提案が受け入れられたことと思います。今回の債権放棄の内容が多度津町に適合したものになっているか、町長の考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の債権放棄についてのご質問に答弁をさせていただきます。

債務者の死亡や消息不明により徴収ができないものなどにつきましては、議員ご指摘のとおり、現在公債権の町民税や国民健康保険税などでは消滅時効により不納欠損として処理を行っているところであります。しかし、町営住宅の使用料などの私債権につきましては、公債権とは異なり、時効期間が経過しても時効の援用がない限り債権が消滅せず、不良債権として管理し続けているのが現状であります。今議会に議案として提出しております多度津町の私債権の管理に関する条例を制定することにより、本町が課題としている行方不明者及び生活保護者など無資力者への対応について必要事項を明確にするとともに不良債権の処理のほかに悪質な滞納者への訴訟提起の効率化や新たな滞納者抑制などを図ろうとするものであります。また、債権放棄等の事務処理につきましては条例に基づき、滞納者への早期対応、解決を行い、町の財産である私債権の適正管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、私債権管理条例の適正運営についてお伺いします。

町の私債権の管理に関する事務処理について条例等で定めることにより、法令に基づいて適正な管理と確実な回収に努めるという町の基本姿勢が明らかになります。ま

た、債権放棄の要件等の規定を定めることにより、町民の負担の公平性の確保及び円滑な行財政の運営を図ることができると思います。これにより、新しく制定する私債権の管理条例についての町の考え方、債権管理の今後の進め方、運営等について伺います。

建設課長（三谷 勝則）

お早うございます。

中野議員の私債権管理条例の適正運営についてのご質問に答弁をさせていただきます。

このたびの私債権の管理に関する条例の制定については、主には町営住宅使用料の滞納が課題となっており、滞納者が発生した場合において初期対応や徴収に関しての基本的な方針がなかったことにより、町営住宅の使用料においては現在の滞納額になったと考えられます。このことから、この状況を改善するために管理を行う上で必要な督促、強制執行等の措置やその後の対応について条例で定め、適正に管理することを目的として、条例の制定に至りました。条例の制定後には、議員がおっしゃる町民負担の公平性の確保、円滑な行財政運営を図ることができると考えております。本条例を運用する際の考え方といたしましては、債権の放棄そのものを目的にするのではなく、滞納者や滞納額が今後増加しないよう、町の私債権を適正に管理することが重要で、滞納のある債務者に対しては強制執行や履行延長の特約など、必要な措置を実施した上で債権の回収に努めることを原則とし、生活保護者など無資力の債務者においては関係部局及び顧問弁護士と協議を行い、債権放棄について検討する必要があると考えております。また、条例の運用につきましては、本条例に基づいて施行規則を定め、滞納者へ適切に対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。条例の内容の詳細等につきましては、委員会の方でまた質問させていただきますのでよろしくお願いします。

次に、2番目のドローンの活用について質問いたします。

平成27年4月22日、首相官邸屋上でドローン（カメラ付き小型無人航空機）が発見された事件により、ドローンは危険なもの、テロに使われる危険性があり、規制を強化しなければならないということが認識されており、これは当然必要なことであろうと思います。その後も墜落事故の報道がされており、ドローンの安全対策ということを進めていかなければならないことだと考えます。しかし、ドローンは以前であれば、多額の費用をかけて飛行機やヘリコプターを利用するしかなかったことが非常に安価にできるということで、その利用方法は行政においても注目されています。例えば気象調査、不法な廃棄物の投棄や密猟の監視、防犯、防災、農業、漁業、観光、イベント、町の紹介等に活用することが期待されており、実際に利用されているところも多

くあります。

例えば活用事例としては、災害調査においては、災害時、土砂崩れの現場、洪水現場など人間が立ち入るには危険な場所を撮影し、現場の状況をいち早く把握することができます。また、建物、インフラ調査においては、民家はもちろん、公共施設の外壁や屋根を撮影し、ひび割れなどを確認調査することができます。農作物の育成状況調査としては、農作物を上空から赤外線カメラで撮影し、育成状況を色で判断することが可能になってきています。どの部分の成長が遅れているかが瞬時に分かるので、ピンポイントで追加肥料を散布する等の対策ができるようになります。また、病害虫の場所を検知し、検出した病害虫がいるポイントにだけ農薬を散布し、農薬散布の労力軽減、散布する農薬の削減、そして何より自然環境や農作物への影響を必要最小限に抑えることもできます。

次に、野生動物対策、集落環境調査としては、イノシシなどの野生動物の行動をチェックし、頭数のカウントをすることにより農作物へのピンポイント対策や集落の被害調査も可能になっています。多度津町の紹介映像として多度津町のPRを目的とした迫力ある映像を空撮することもできます。イベント、行事等の映像としては、上空から撮影することで今までにない感動を得ることができます。このような活用の事例がございます。

一方、墜落によってけが人が発生する事故も起きており、利用と規制のバランスということで、これがこれからの課題です。

既にドローンを利用して成果を上げている自治体もありますが、今後の多度津町のドローンの導入等の考えについて、2点ほど伺います。

まず、ドローンの購入についてなんですが、ドローンの活用方法、必要性については認識いただけたことと思いますが、ぜひ早期に購入し、多度津町のために活用していただきたいと思います。本町の各部署からの意見、要望等も踏まえた上での町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員のドローンの購入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

無人航空機ドローンは、近年小型化やGPS連携等によって複雑な運用が可能になり、従来の玩具から様々な事業へ活用分野を広げております。また、高性能カメラの搭載によって人が近づけない場所からの空撮が可能となり、災害対策や観光、農業振興など、幅広く地域の課題に向けて利用が進んでおります。本町におきましても、離島PR事業において民間事業者がドローンで撮影した画像を活用しているところであり、その有効性については今後さらに発展していくものと感じております。今後のドローンの購入につきましては、各事業で活用機会、安全性、費用対効果等を考慮しながら、民間事業者の活用も含めて検討すべき課題であると強く認識をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、ドローンの操作研修についてお伺いします。

ドローン进行操作するためには研修を受講し、資格を取得することが必要になります。

研修受講への職員の派遣についても、どうしていくか併せてお伺いします。

総務課長（神原 宏一）

お早うございます。中野議員のドローンの操作研修についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ドローンの活用につきましては、今後も様々な可能性が考えられることから、職員がドローンの基礎知識や活用機会の調査研究を進めていくことは必要であると考えております。しかし一方、ドローンは航空機であるという性質上、予期せぬ突風や故障の発生によりまして不測の事故に繋がる危険性もございます。職員が操作する場合は他人の身体や財産に危害を加えることがないように、航空法や関係法令の遵守はもちろんのこと、ドローンの機能や状態を十分に理解し、飛行方法や場所に応じて生じるリスクを事前に検証し、必要に応じてさらなる安全上の措置を講じるよう飛行の安全に万全を期すことが必須となっております。限られた職員の中でこのような運用をしていくことは現状では難しいことから、ドローン活用の必要性が生じた場合には当面はこれまでと同様に民間事業者が保有する知識や技術、安全性を活用して事業ごとに対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。ぜひ前向きに検討いただきますことをよろしくお願いします。

次に、人と動物の共生社会の実現についてお伺いします。

昨年、香川県が野良犬の捕獲数で日本一（人口比率）になったことが、テレビ、新聞等で報道されていました。私の家でも、柴犬（４歳）を飼っています。咬まれたこともあります。大切な家族の一員です。野良犬や野良猫は、もともと誰かが飼っていた野良犬、野良猫だと思います。動物の飼い主は動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、最後まで面倒を見るといった、飼っている動物に対する責任を果たすとともに法律を守り、他人に迷惑をかけないなどの社会にする責任があります。また、多度津町掲示板に中讃保健福祉事務所からの抑留犬猫の通知の公示を見るたびに心が痛みます。多度津町の犬猫の抑留数は、ここ数年犬が大体年間70頭、猫が大体年間40頭から50頭で抑留されています。

香川県では、香川県動物愛護管理推進計画、人と動物との調和の取れた共生社会づくり、平成26年4月から令和6年3月により、市町にも地域に密着した問題解決のため、それぞれの実情に即した対応を求めています。このような中、令和2年施政方針の環境に配慮した循環型社会の形成の中で、町長は野良犬や野良猫の対策につつまし

ては、犬や猫の不必要な繁殖防止のため、不妊、去勢手術費用助成を継続してまいります。また、野良猫の繁殖が地域の問題となっていることから、地域住民の認知と合意の上、地域で野良猫に不妊、去勢手術を行って、共同管理する地域猫活動を行う団体に対する助成を継続し、人と動物との調和の取れた共生社会を目指してまいりますと述べられております。

なお、犬猫の不妊、去勢手術に係る補助金交付実績については、毎年犬猫合わせて約100頭から140頭の補助金が交付され、地域猫活動費についても令和元年度は4団体に活動費が交付されており、積極的に取り組まれていることが分かります。

そこで、人と動物の共生社会の実現に向けて、次の6点について伺います。

まず1点目として、人と動物の共生社会の実現のため、人と動物との共生社会推進に関する条例を制定してはどうかと思いますが、制定することは可能でしょうか、伺います。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の人と動物との共生社会推進に関する条例を制定してはどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

人と動物との調和の取れた共生社会の実現を目的とした法令等といたしましては、動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律といった法律などのほか、県の動物の愛護及び管理に関する条例がございます。また、本町条例では、環境美化条例第15条で愛玩動物の管理に関する規定を設けており、飼い主に対して適正な管理を義務づけるとともに、周辺環境への配慮を求めています。中野議員ご質問の人と動物との共生社会推進に関する条例制定につきましては、近県において玉野市などで制定事例もございますので、本町においてもこうした条例を制定することは可能でございますが、現状において本町が県内の他市町に比べて特段の問題を抱えている状況ではないことから、町独自の条例制定については考えておりませんが、人と動物の共生社会の実現に向けて、先ほどご説明いたしました法令等に基づき、様々な手法を検討し、啓発や指導を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

では次に、避難場所へのペットの避難（避難所の運営ルール）について、どんな対策を考えているか伺います。また、ペットを伴った避難訓練についてどう考えるかについても併せて伺います。

総務課長（神原 宏一）

中野議員の避難場所へのペットの避難についての対策のご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町で作成中でございます避難所運営マニュアルの中で、ペットを伴う避難所への避難、いわゆる同行避難につきましては、敷地内にペットスペースを設定するという前提の下で可能としております。ただし、避難所は様々な価値観を持つ人々が共同生活を営む場所でございます。ペットの飼育を巡るトラブルが発生しがちであるということから、居住スペースへのペットの同行につきましては盲導犬、介助犬、聴導犬といった身体障害者補助犬を除いて、原則禁止ということにしております。また、それら補助犬を避難所内に同伴することによりまして、他の避難者がアレルギー症状を引き起こすという可能性もある場合には、避難者とペットと一緒に避難できるスペースもしくは別室を設けるなどの対応を検討していく必要がございます。多度津中学校を例に挙げますと、職員駐車場側の門から入った突き当たりの体育館南側とフェンスとの間のスペースをペットスペースとして想定しており、他の避難所におきましても同様に居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅の屋外にそのスペースを確保する方針としております。また、ペットの避難所における管理につきましては、飼い主が責任を持って管理することはもちろん、飼い主に住所、氏名、避難所への入所・退所日、ペットの名前や特徴などを届け出ることを義務づけるとともに、それに基づきまして避難所ペット登録台帳を作成した上で管理していく計画としております。

次に、ペットを伴った避難訓練についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、災害時に避難所へペット同伴で避難するということは、単に同伴で避難所へ行くということや同行避難のために必要な物理的環境を避難所内に用意するというだけでなく、平常時に飼い主として備えておくべきことがしっかりと準備されているかどうかということが重要になってまいります。例えばペットのしつけや健康管理がきちんとできているか、避難先でペットの飼育に必要なリードやキャリーバッグ、ケージ、またペットの食べ物や水などのペット用備蓄品がいざというときに備えて用意できているかということがそれに当たると考えます。こういったことを前提に、防災訓練の中で同行避難のブースを構えて実施するということは今後検討する必要があると考えます。その際には、獣医師会や動物愛護協会、中讃保健福祉事務所などの協力もいただきながらペットの飼い主はもちろん、ペットを飼っていない人にとっても同行避難について学べる機会としての防災訓練になるよう進めてまいりたいと考えます。しかしながら、本年1月に多度津校区での防災訓練を実施した後、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、予定しておりました豊原校区の訓練は中止となり、現在まで行える状況に至ってはおりません。感染状況を見ながら、できる限り早い時期に開催できるよう準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、子供の豊かな情操を育むため、児童・生徒に対し、現在どのような動物愛護教育の推進に取り組んでいるのかをお伺いします。また、多度津町で行っている地域猫の活動等の小・中学校での周知を今後行っていただけるか、併せてお伺いいたします。

教育長（三木 信行）

お早うございます。中野議員の子供の豊かな情操を育むための動物愛護教育の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

小・中学校では道徳が教科化をされ、様々な資料を用いて道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度が育まれるように週1回道徳の時間を位置づけ、人との関わり、集団や社会との関わり等を4つの視点を基に学習をしております。その中の一つに生命や自然、崇高なものとの関わりに関することという視点があり、主な内容項目として命の尊さ、自然愛護等があります。学年の段階ごとに生きているもの全ての命の尊さを大切に思う心を育んだり、人間と自然や動植物との共存の在り方を積極的に考えたりできるように学習をしております。学校では道徳の時間を要に教育活動全体を通じて、一つ一つの命が多く命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解できるようにしております。小学校では、県の「いのちのせんせい」派遣事業を活用し、獣医さんから動物の命を守る大変さとすばらしさ、動物たちが懸命に生きようとする姿や命の尊さについて学ぶ機会を設けております。小さな命を必死で守ろうとする人の話から命の重さを知り、そしてその命とどのように関わっていくのか、自分なりに考えようとする子供たちの姿を見ることができました。

以上、答弁とさせていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の子供の豊かな情操を育むための動物愛護教育の取組、また本町で行っている地域猫の活動等の小・中学校での周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、住民環境課といたしましては、町内の幼稚園、小学校を対象に環境学習を提供しておりますが、その内容については先生方と相談の上、幼稚園や小学校側からの希望に沿った内容で実施をしております。幼稚園に対しましては、在来種の魚や水生昆虫を用いた触れ合い体験、小学校に対しましては学校、学年ごとの差異はございますが、主に水辺の教室と題した海や川での生物調査を提供しております。これらも広い意味では動物愛護に関わることではございますが、住民生活における大きな問題としてイメージしやすい野良犬、野良猫に関する教育の提供には至っておりません。こうした犬や猫など、動物愛護に関する啓発につきましては、県と高松市の共同施設、さぬき動物愛護センターしっぽの森が中心となり、動物愛護教育親子教室や動物愛護啓発教室「命の授業」といった形で実施をしており、また中讃保健福祉事務所でも要請に応じて出前講義を実施しておりますので、住民環境課といたしましてはこうした事

業と学校側とのマッチングを進めてまいりたいと思います。

次に、多度津町で行っている地域猫の活動等の小・中学校への周知についてでございますが、地域猫活動につきましてはホームページや町広報による周知を行っており、学校側に対して特段の周知は行ってございません。今後、町内の小・中学校から野良猫等の苦情等があれば、地域猫活動について具体的に説明し、支援をしてまいります。子供たちに対する動物愛護教育の一環といたしまして先ほど申し上げました環境教育の中で地域猫活動についても取り上げてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、町民と動物の触れ合う機会の創出ということをやっている市町村があります。多度津町でも可能か伺いたします。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の町民と動物の触れ合う機会の創出が町内でも可能かについて答弁をさせていただきます。

現在、町単独で犬猫の譲渡会のような人と動物が触れ合うようなイベントは行っておりませんが、町内で地域猫活動等の動物愛護に関する活動を行っている方々から保護動物の譲渡機会の創出につながる取組が要望されていることや、さぬき動物愛護センターから譲渡会の会場となる場所の提供を依頼されていることから、町内で開かれている各種イベントの際に動物愛護団体やさぬき動物愛護センターと連携をして譲渡会を開催することは可能であると考えております。どのイベントで行うかにつきましては、それぞれのイベントの主催者と協議を行う必要があり、またイベントの性質や目的、開催場所と照らし合わせて譲渡会等を行うのに適しているかどうかとも考慮する必要があることから、今後検討課題とさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、動物の虐待防止及び犬猫の殺処分ゼロに向けた本町の取組状況について伺います。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の動物の虐待防止に向けた取組及び犬猫の殺処分ゼロに向けた本町の取組につきまして答弁をさせていただきます。

動物の虐待防止につきましては、本年6月1日に改正法が施行された動物の愛護及び管理に関する法律の中に基本原則といたしまして定められ、違反した者に対しては罰則もございます。分かりやすい行為といたしましては、みだりに殺し、又は傷つけることのほか、餌や水を与えないことや過密な状態で飼養すること、排せつ物や死体を放置することといった適正な管理を行っていない状態も虐待であるとされるため、適正な管理を徹底することが虐待の防止にもつながっていくと考えられます。本町では

町民に対し、広報紙やホームページ等の各種媒体にて動物の適正な管理を求めるとともに、適正な管理ができていないことが疑われるケースに関しましては現地確認を実施し、場合によっては飼い主に対して指導等を行っております。

次に、犬猫殺処分ゼロに向けた取組につきましては、収容される犬猫を減らすことが重要であり、そのためには野外で繁殖する所有者不明の犬猫を減らすことこそが重要であると考えております。本町といたしましては、飼い主に対して適正な管理、飼養を行うこと、また広く町民に対してみだりに野良犬、野良猫に餌を与えることは繁殖の機会を増やすこととなり、結果として不幸な犬や猫を増やすこととなっていることを各種媒体により啓発することや、犬及び猫の不妊・去勢手術費助成事業や地域猫活動の支援事業といった取組を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、犬の登録、狂犬病予防注射の向上の対策及び犬の鑑札注射済票の装着ということは飼い主の義務なんですけども、鑑札注射済票装着率の向上についての対策について伺いたします。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の犬の登録、狂犬病予防注射の向上対策及び犬の鑑札注射済票装着率の向上対策について答弁をさせていただきます。

犬の登録、狂犬病予防注射の向上対策につきましては、犬の飼い主には狂犬病予防法に基づき、蓄犬登録を行うことや年一回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられております。しかしながら、蓄犬登録がされてない飼い犬や狂犬病予防注射を接種していない飼い犬が一定数存在していることも事実でございます。本町では全ての飼い主にその義務を履行していただくために、継続的に広報紙やホームページを通じて啓発活動を行うとともに、平成30年度から予防注射未接種の犬の飼い主に対しまして文書や電話による連絡を行った結果、令和元年度末における本町の狂犬病予防注射接種率は73.9%で、県内ではトップの接種率となっており、県全体の58.9%を大幅に上回る結果となっております。

次に、飼い主の義務である犬の鑑札や注射済票の装着率の向上対策についてでございますが、先ほど申し上げました蓄犬登録と年一回の狂犬病予防注射の接種によって交付される鑑札及び注射済票を装着させることも同じく狂犬病予防法により義務付けられております。しかしながら、紛失を恐れるなどの理由から大多数の飼い主がこれらを飼い犬に装着させておらず、そのため明らかに飼い犬と思われる犬が保護された際に所有者が判明しないケースも報告されております。これらの対策として、国は脱落や消失のリスクの少ないマイクロチップの導入を決め、昨年6月の動物の愛護及び管理に関する法律の改定により、おおむね2年後にはペットショップなどから購入した犬や猫はマイクロチップの装着が義務化され、施行前から飼われていた犬や猫は努力

義務とはなりますが、本町独自の対策といたしまして飼い主に対しては装着義務の周知を徹底するとともに、飼い主から鑑札や注射済票の形状が装着させにくいとのご意見等もいただいておりますことから、これらの交付の際に二重リング等の補助具を併せてお渡しをいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

たくさん質問をさせていただきましたけど、それぞれに真摯に答えていただき有難うございました。

最後に、人も動物も住みよい地域にするために地域全体で次の4つのルールを守っていけばと思います。

1、野良犬、猫に無責任に餌を与えない、2、生ごみや飼い犬、飼い猫の餌などを屋外に放置しない、3、野良犬、猫のすみかになる場所をつくらない、4、飼い犬、猫を放したり捨てたりしない。

こういうルールを守っていき、人と動物が共生できる多度津町になっていけばいいなという風に思っています。

以上で私の質問を終わります。有難うございました。